

水産業における人権デュー・デリジェンスの取り組み状況に関するアンケート

基本情報

- ・企業名: 丸紅シーフーズ株式会社
 - ・回答日: 2025年 6月 27日
-

1. 貴社は、本アンケート送付時点で、マグロ漁船に従事する移住労働者の人権問題(強制労働・労働環境・賃金問題など)について把握していますか。把握している場合には、その課題についてご回答ください。

当社は、鮪漁船との直接取引はございませんが、漁業は典型的な 3D (Dirty (汚い) Dangerous (危険な) Difficult (過酷な)) と国際労働機関 (ILO) に分類されている業種となり、特にマグロをはじめとする遠洋漁業は、IUU 漁業や強制労働のリスクが極めて高いとされていること、陸地から遠く離れて物理的に孤立しているだけでなく、公海や排他的経済水域内で複数国の管轄区域を横断するため、実態の把握が極めて難しく監視が行き届かないという問題点があることを認識しています。また、外国人乗組員が多く、雇用の際に問題が起きやすいことも把握しております。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

(1) 貴社は、水産業における人権侵害(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施していますか。以下の各分野についてご回答ください。

- 1 人権方針の策定

丸紅グループ人権基本方針を定めており、サプライヤーに共有しております。
丸紅グループ人権基本方針については以下親会社である丸紅(株)HP をご参照願います。
<https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/21/>

- 2 水産物に特化した調達方針

丸紅グループ水産物調達方針を定めており、サプライヤーに共有しております。
丸紅グループ水産物調達方針については以下親会社である丸紅(株)HP をご参照願います。
https://marubeni.disclosure.site/ja/sustainability/pdf/social/supply_chain/policy_seafood.pdf

- 3 人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制構築

当社では、人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制については、丸紅グループの対応方針に沿って実施しております。詳細は、親会社である丸紅(株)HP に開示しておりますので、以下ご参照願います。
<https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/21/>

<以下丸紅(株)HP より一部抜粋>

当社グループは、「丸紅グループ人権基本方針」「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」および「丸紅グループ労働安全衛生基本方針」に基づき、当社及びそのグループ会社のみならず、コントラクターやビジネスパートナーを含む事業関係者やサプライチェーン全体において、人権尊重意識の向上と、人権問題の発見と是正に向けて、継続的に取り組んでいます。

具体的には、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「労働における基本的原則及び権利に

関する ILO 宣言」(5 つの中核的労働基準)、OECD「多国籍企業行動指針」及び「責任ある企業行動のためのデューデリジェンスガイダンス」、ISO26000、SA8000 等を基礎に、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、産業分野・製品・地域と、それらに関わる当社の固有の状況を照らし合わせて、想定される人権侵害(およびその深刻度(規模・範囲・是正不能性)・発生可能性)を考慮しつつリスクマッピングを行い、優先的に取り組むべき調査対象を決定しています。

また、人権デューデリジェンスの仕組みを構築する過程において、自社内の議論だけでなく、多様なステークホルダーや外部の有識者(例えば、人権尊重を目指す NGO、国際的な労働者の権利保護を推進する機関、人権専門家等)との対話(エンゲージメント)を通じて、重要度・優先度の高い取り組みを特定し、当社の人権デューデリジェンスの実効性を高める努力を行っています。

4 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)のプロセスおよび体制構築

当社 HP 上に社外向けのお問い合わせ窓口を設置しており、当社のサプライチェーンの取引先および従業員も利用可能としています。

5 その他関連する取り組み

- ・全従業員を対象としたサステナビリティ研修を実施しております。
- ・「丸紅グループ人権基本方針」「丸紅グループサステナビリティにおけるサプライチェーン基本方針」「丸紅グループ水産物調達方針」を策定し、当社サプライヤーに周知しています。
- ・今年度より順次、直接サプライヤーに対して、人権・労働安全衛生・環境・トレーサビリティ等の設問を中心とした書面調査を行うことを予定しております。なお、トレーサビリティに関しては、Global Dialogue on Seafood Traceability (GDST) 基準に沿った設問としており、内容は外部専門家を起用のうえ、水産物特有のリスクが確認できる内容としております。

3. 水産物の調達方針およびトレーサビリティについて

- (1) 貴社は、水産物のサプライヤーをどこまで把握していますか(一次、二次、三次、およびそれ以降など)。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

水産物の種類(魚種)によって把握している程度が異なります。

なお、サプライヤーリストは社内で管理しており、一般には公開しておりません。

- (2) マグロの調達先の漁船の旗国を把握していますか。把握している場合、どの国の漁船ですか。下記のうち、該当する選択肢を回答するか、選択肢にない場合には国名をご記入ください。

日本 ・ 韓国 ・ 台湾 ・ その他: (中国、セーシェル共和国、キリバス共和国)

- (3) 水産物のサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準や手順等)。その基準およびプロセスについてご回答ください。また、マグロの調達に特化した基準およびプロセスがある場合には、併せてご回答ください。

- ・当社は、丸紅グループ水産物調達方針に沿って、水産物の買付を実施しています。
- ・丸紅グループでは、サプライチェーンにおける調査・モニタリングのための基準およびプロセスを整備しており、当社が取り扱う水産物についてもこれらの基準・プロセスに則って対応しています。詳細については以下親会社である丸紅(株)URL をご参照ください。
<https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/22/>
- ・水産物調達に関しては、2024 年度に外部専門家を起用のうえ、既に把握しているトレーサビリティ情報、NGO が公開している産業別環境・人権リスク情報を基に、既存の情報を用いた予備的なリスク評価を実施しました。
本来サプライチェーン上の魚種別のリスクアセスメントを実施する上では、生産現場までのトレーサビリティ情報を一次サプライヤーを通じて収集する必要があることを認識しており、当社は

2025 年度に丸紅グループで作成した、人権・社会に関する基本質問やトレーサビリティに関する質問を含んだ書面調査をサプライヤーに向けて実施する予定です。またその設問については外部専門家を起用し、水産物特有のリスクの確認ができるような内容としております。

- (4) 貴社の水産物の調達方針に、強制労働の禁止および撤廃に関して明記しているかご回答ください。また、マグロに特化した調達基準がある場合には、当該方針に強制労働の禁止および撤廃について明記しているかご回答ください。

丸紅グループでは、「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」を定めており、その中の「サプライチェーンにおけるサステナビリティ・ガイドライン」において、人権尊重の観点から、児童労働や強制労働を行わないことを明記しています。また、丸紅グループ水産物調達方針の中でも、方針の一つにリスク管理を上げており、人権に関するリスク調査についても行って行くことを明記しております。

- (5) 強制労働の禁止や撤廃に関する取り組み状況について、水産物、特にマグロの調達先の選定・評価基準として確認していますか。

当社は丸紅グループ水産物調達方針に沿って水産物の買付を実施しており、取引開始時にコンプライアンスチェックを行っています。

また、水産物のトレーサビリティに関する Global Dialogue on Seafood Traceability (GDST) 基準に照らし合わせたサプライヤー書面調査を実施する予定となっており、今後、当該調査を通じてサプライチェーン上流での人権に関しても確認を行っていく予定です。

- (6) 水産物、特にマグロに関する調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

GSSI（世界水産物持続可能性イニシアチブ）に承認された認証（※）を取得した商品の取り扱い拡大を推進しています。（※）MSC／ASC／BAP など

4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について

- (1) 人権デュー・デリジェンスの実施にあたり、国際条約や枠組み、そのほか遵守している基準をご回答ください。

当社では丸紅グループの対応方針に沿った取り組みを行っております。

人権デュー・デリジェンスの実施にあたっては、丸紅グループとして、以下の国際条約や枠組み、基準を基礎として、仕組みを構築しています。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」（5 つの中核的労働基準）、OECD「多国籍企業行動指針」及び「責任ある企業行動のためのデューデリジェンスガイダンス」、ISO26000、SA8000 等

詳細は親会社である丸紅(株)HP を参照願います。

<https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/21/>

- (2) 人権デュー・デリジェンスのプロセスとして①人権リスク評価を実施し、②特定された人権リスクの防止や軽減のための施策を講じ、③その実施状況および結果の追跡調査を実施し、④それら一連の取り組みを開示していますか。具体的な頻度や取り組み内容も含めてご回答ください。報告書として開示されている場合には、開示先をご回答ください。

- ・当社では丸紅グループの対応方針に沿った取り組みを行っております。

丸紅グループとしての人権デュー・デリジェンスのプロセスについては、親会社である丸紅(株)HPにおいて開示されていますので詳細は以下ご参照願います。

https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/21/?id=anc_02

- ・また、サプライヤー調査の重要項目にも人権の項目を設定しており丸紅(株)HP上で開示を行っております。

2024年度は、丸紅グループ・サプライヤー調査の一環にて当社の取引先であるタイのエビサプライヤーを訪問しました。調査概要並びにその結果に関しては、今後、親会社である丸紅(株)HP上で開示を行う予定です。

https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/22/?id=anc_03

- ・なお、水産物については、サプライヤー調査及び現地でのサプライヤー訪問時に、該当する国や地域、魚種に関する人権、労働問題の外部専門家（NGO など）のアドバイスのもと項目を設定しており、有効性を持った人権デュー・デリジェンスの構築に努めています。

- (3) 上記(2)に関連して、公開方法に関してステークホルダーにとってのアクセシビリティ（言語面など）についてどのように考慮していますか。

当社は丸紅グループの対応方針に沿った取り組みを行っており、その取り組みは親会社である丸紅(株)HPにおいて、公開しており、日英で公開しております。

- (4) 人権デュー・デリジェンスのプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する職務上の安全・衛生管理に関する方針や対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容（確認時期・確認結果を含む）をご回答ください。

- ・当社の取引先に対して「丸紅グループ人権基本方針」並びに「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」を通知し、理解と協力を求めています。

- ・また、2024年度は、丸紅グループ・サプライヤー調査の一環として、当社の取引先であるタイのエビサプライヤーを訪問し、外部専門家による詳細な調査を実施しました。その概要・結果に関しては、今後親会社である丸紅(株)HP上で開示を行う予定です。

https://marubeni.disclosure.site/ja/themes/22/?id=anc_03

- (5) 貴社のサプライチェーン上の漁船乗組員には移住労働者が含まれていますか。

サプライチェーンにおける人権尊重を重要な社会的責任と認識しており、現時点での実態把握が十分とは考えていないことから、2025年度より、丸紅グループにおいて作成した人権・労働安全衛生・環境・トレーサビリティ等の設問を中心とした書面調査を当社サプライヤーに対して順次実施していく予定です。またその設問については外部専門家を起用し、水産物特有のリスクの確認ができるような内容としております。

- (6) (5)について、移住労働者が含まれていることを確認している場合、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境などの人権リスクについて調査し、状況を把握していますか。把握されている場合、その詳細をご回答ください。

上記のとおり。

5. 対話・救済手続(グリーンバンスメカニズム)の実施状況について

- (1) マグロ漁を含む水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズムを設置していますか。設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)をご回答ください。

当社 HP 上に社外向けのお問い合わせ窓口を設置しており、当社のサプライチェーンの取引先および従業員も利用可能としています。設問にあるような方からの相談は寄せられておりません。

また、サプライヤー独自のグリーンバンスメカニズム・NGOと協働でのグリーンバンスメカニズムを保持しているケースについては、当社として高く評価しています。

- (2) グリーンバンスメカニズムについて、どのようにステークホルダーへ周知していますか。特に漁船上の乗組員に対する周知方法についてもご回答ください。公表していない場合には、その理由をご回答ください。

当社 HP 上に社外向けのお問い合わせ窓口を設置しており、当社のサプライチェーンの取引先および従業員も利用可能としています。

6. ステークホルダーエンゲージメントなどについて

- (1) 水産業およびマグロの人権問題に関して、これまで実施した、労働組合、NGO、サプライヤーといったステークホルダーとのエンゲージメントについて、①その実施時期、②エンゲージメント先、③内容(頻度、テーマ、経営への反映など)についてご回答ください。回答欄が足りない場合には追加ください。

丸紅グループとして水産物のトレーサビリティについて、以下取り組みを行っています。

実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映など
2024 年度	FAIRR	水産物トレーサビリティエンゲージメント
2025 年度	FAIRR	水産物トレーサビリティエンゲージメント (現在実施中)

- (2) 労働組合、NGO、専門家、企業などが加入している水産業の人権をテーマとするネットワークやプラットフォームに参画していますか。参画している場合、①その名称 ②そこで得た知識や情報を社内でもどのように適用しているのか、ご回答ください。

シーフードレガシーが実施するラウンドテーブルに参加しているほか、2024 年度はフィリピンに本拠地を置く NGO “DIWA” と協働でサプライヤーを訪問し、ワーカーインタビューを実施し、指摘事項をサプライヤーにフィードバックしております。

- (3) 該当する場合、特に消費者に対し、貴社商品やキャンペーンを通じた水産業の強制労働に関する啓発活動や情報発信を実施していますか。

当社は卸売の業態であり、直接消費者に働きかける機会がなく、該当無し。

7. 水産業の強制労働防止・撤廃に向けた取り組みについて

NGO や労働組合など漁船上の労働者を支援する団体と、労働者のエンパワーメント向上や漁船のデジタル化促進によるサプライチェーンのトレーサビリティ強化の取り組みなどについて、連携している場合にはその詳細をご回答ください。

シーフードレガシー社が実施するラウンドテーブルに参加している他、2024 年度はフィリピンに本拠地を置く NGO “DIWA” と協働でサプライヤーを訪問し、ワーカーインタビューを実施し、指摘事項をサプライヤーにフィードバックしております。

8. 貴社における困難・弊害について

水産業界における人権状況を改善し、持続可能なマグロを含む水産業の調達を実現する上でどのような困難・弊害(法令の欠如、技術不足、産業内での協力体制など)があるか、ご回答ください。

当社は鮪漁船との直接取引はございませんが、日本では、地域漁業管理機関の保存管理措置の実施に関する法律に基づき、マグロの輸入業者は、漁獲中に IUU 漁業が行われていないことを保証する証明書の提出が求められています。一方で、その保証の対象には強制労働や人身取引などの人権侵害に関する点は含まれておらず、人権側面での状況把握における問題点として挙げられるかと考えております。

9. 人権デュー・デリジェンスの義務化について

日本政府に対して、人権デュー・デリジェンスを義務化する法律の制定を求めますか。その理由も併せてご記載ください。

国際的な動向を踏まえつつも、日本国内の実情や企業の意見も十分に考慮した上で、慎重に検討されるべきだと考えます。当社としては、現時点ではこの件について明確な立場を表明しておりませんが、今後の社会的要請や産業界の動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。

10. 上記の回答以外に補足などがあればご記入ください。

アンケート締め切り

ご回答は、2025 年 6 月 27 日までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。